

袖ヶ浦市告示第203号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項及び袖ヶ浦市財務規則（昭和60年3月6日規則第1号）第55条第2項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定したので告示する。

令和2年11月1日

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩

- 1 指定代理納付者の住所及び名称
東京都千代田区紀尾井町1番3号
P a y P a y 株式会社
- 2 収入事務受託者及び指定代理納付者に納付させる歳入
インターネットを利用して納付する「ふるさと納税」に係る寄附金
- 3 収入事務受託者及び指定代理納付者に歳入を納付させる期間
令和2年11月1日から令和3年3月31日まで